¥

老後資金を作 オススメの制度はどれか 3

老後資金の作り方 第3回

の「器」を考える 老後資産形成を具体化するため

みを考えてみます。 組みを具体化するための「器」となる仕組 ついて考えてきましたが、今回はその取り 前回、 前々回と老後資産形成の重要性に

表1]。 i D e C o (少額投資非課税制度)、つみたてNISA、 今回紹介するのは、財形年金、 (個人型確定拠出年金)です【図 N I S A

財形年金

です。財形は古くから職域で多くの勤労者 進制度」略して「財形」の1つ、財形年金 に利用されてきた制度です。 1つめは、正式には 「勤労者財産形成促

として利用されるのは財形年金になります。 の種類がありますが、 財形には「一般」「住宅」「年金」の3つ 老後資産形成を目的

> 実に積立を行い、老後の資産形成を図れる 財形年金の特徴は、給与天引きの形で確

ことにあります。 座があります。 現在、 約173万件の口

口座の利用があります

いがあります。

NISAはおよそ1170万

2 NーSA、つみたてNーSA

います。 税制度」が正式名称ですが、イギリスの同 5年目を迎える制度です。「少額投資非課 本版ISA」として愛称をNISAとして 種の制度ISAを参考にしたことから「日 「NISA (にーさ)」は、制度発足から

NISAは国民の投資を促進する政策で

とつみたてNISAには毎年の投資限度額 制度5年目の今年から、つみたてNISA



山崎 俊輔 フィナンシャル・ウィズダム代表

【やまさき・しゅんすけ】 金連合会調査役 DC 担当などを歴任。 退職金 企業年金制度と投資教育が専門。著書に『誰 でもできる確定拠出年金投資術』(2016年、 ラ社)『読んだら必ず「もっと早く教えて くれよ」と叫ぶお金の増やし方』(2018年、 日経 BP 社)等がある。

非課税投資期間、 投資対象の範囲などに違

3. i DeCo(個人型確定拠出年金)

「iDeCo (イデコ)」のニックネーム

投資信託などが対象。個人向け国債等も対 ろに大きな特徴があります(株式やETF) もあり、リスク商品しか購入できないとこ

の口座が新たに創設されています。NISA

ポイントで考える制度選

見込まれています

でもこの夏には100万人に達したものと

770万人の利用があり、

iDeCo単体

利用者が大きく拡大しています。

企業型の確定拠出年金と合計すると約

の範囲が拡大し、注目が集まりました。近年、

月に規制緩和が行われたことから、

加入者

らスタートした制度ですが、2017年1 拠出年金」といいます。2002年1月か で知られる制度は、正式には「個人型確定

さてこれらの制度、別々に解説するより、

【図表1】老後資金が形成できる制度の比較

制度名	財形年金	NISA	つみたてNISA	i DeCo
利用範囲	財形制度のある会社 員や公務員が利用可	20歳以上なら誰でも利用可		20歳以上60歳未満なら誰でも 利用可能。 (企業型確定拠出年金加入者は 原則開設不可)
年間拠出額 (投資限度額)	(自由)	年120万円	年40万円	勤務先などにより異なる (年14.4万円~年81.6万円)
拠出累計の上限	元利550万円 (財形住宅と合算)	元本600万円 (5年累計)	元本800万円 (20年累計)	上限なし
商品性 (投資対象の範囲)	基本的に預貯金	リスク性商品のみ (株式、投資信託等)	一定要件を満たす リスク性商品	安全性商品、リスク性商品の どちらも選べる
税制優遇	・課税後拠出 ・利息非課税 ・受取時課税なし	・課税後拠出 ・譲渡益非課税 ・受取時課税なし		・掛金は非課税(所得税・ 住民税軽減)、・譲渡益非課税・受取時課税(退職所得控除等 が適用され軽減)
解約条件	・5年以上積立・いつでも解約可能だが、目的外利用などペナルティ課税あり	・期間内いつでも売却可能 ・売却分については、その時点で非課税 メリットが終了する		60歳まで原則として 口座解約は不可能(老後のための虎の子資産と考える)
		投資期間が5年目の年末 まで(ロールオーバーし 10年目まで繰越可能)	投資期間が20年目の 年末まで継続できる	何度売り買いしても 税制優遇が続く

税制の違い

こともできる)。

勤務先が導入していれば、

財形を2つ持つ

とが可能というわけです(夫婦共働きで、 SA口座を2つ、iDeCoを2つ持つこ ファミリー世帯の老後資産形成としてNI たっては本人確認が行われます。

一方で「夫婦で各1口座」は可能です。

NISA & i De Co &

口座開設にあ

あるため、積立は60歳までとなっています。 せん。こちらは現役世代の資産形成措置で 制限はありません。

i-DeCoも1人1口座しか開設できま

することは可)。20歳以上であれば、年齢

は共通しています。 については財形年金、NISA、iDeCo 税制でみると、「運用益や利息の非課税

-DeCoが他の制度と比べて有利なの

設できません(1年ごとに違うNISAと つみたてNISAは、どちらか1つしか開 を行っていない場合があります。 制限があります。 **ことが条件**です。一部の会社では財形制度 NISAについては、一般のNーSAと まず、財形制度は勤務先が導入している 税制優遇がある口座というのは、

開設の

組み合わせの可否

用のカギがみえてくると思います。 ポイントごとに横断的に説明したほうが活

では課税に優遇)」ということです。は「積立段階での非課税(と受け取り時点

iDeCoへ積み立てたお金は、自分の老後の資産でありながら、所得とみなされないので、所得税・住民税の計算から除外され、ので、所得税・住民税に20%相当の課税をされている勤労者の例で考えてみると、手取りている勤労者の例で考えてみると、手取りれていた2000円相当分を非課税のまかれていた2000円相当分を非課税のまかれていた2000円相当分を非課税のま

るわけです。も相当の高利回りを獲得していることになはほとんどありませんが、非課税分だけではほとんどありませんが、非課税分だけで

資産形成上は有利になります。

になります。税率より低く設定されていますので、有利課税されることになりますが、現役時代の一方で、iDeCoのみ受け取り時点に

実際には退職所得控除を用いて「一時金のは低くなりますが、多くの勤労者は非課税で全額受け取り」を選択した場合、公的年金等控除の取り」を選択した場合、公的年金等控除の取り」を選択した場合、公的年金等控除の以象となりますが、多くの場合課税されることになりますが、多くの場合課税されるよりは低くなりますが)。

3. 購入できる商品の違い

財形年金は基本的に銀行等の金融機関の

iDeCoは勤務先などにより毎月の積

託による財形も一部あり)。 定期預金を用いて資産形成します (投資信

NーSAは逆に、リスク資産しか購入できません。NISAは株式、ETF(上場投資信託)、投資信託など幅広くリスク商品投資信託)、投資信託など幅広くリスク商品の投資信託が対象となっています。

iDeCoは各金融機関ごとに15~20本等の安全性の高い商品と投資信託商品が併存しているのが特徴です。つまり、自分な存しているのが特徴です。つまり、自分な程度を選定、提示していますが、定期預金

・ 毎月の積立額、積立上限額の違い

す。毎月の積立額や積立上限額を確認してみ

立額を増額してもよいわけです。 には制限がありません(5年以上の積立が 必要)。退職までの期間を勘案しながら積 がありません(5年以上の積立が がありますが、毎月の積立額

NISAは年120万円までの入金を5年分、つまり600万円まで非課税投資ができます。つみたてNISAは年40万円と枠が小さくなるものの、20年分、累計800枠が小さくなるものの、20年分、累計800枠が小さくなるもの。

立額が異なります。公務員や企業年金のある会社員は月1・2万円まで、企業年金のる会社員は月1・2万円まで、企業年金のまで、自営業者等は厚生年金に加入していない。自営業者等は厚生年金に加入していないため、月6・8万円まで利用できます。自営業者等は厚生年金に加入していないため、月6・8万円まで利用できます。自営業者等は厚生年金に加入していないため、月6・8万円まで利用できます。自営業者等は厚生年金に加入しているように、累計がどれだけ高額になってもかまいません。

5. 変更、解約の要件

の要件です。 最後に確認しておきたいのは変更、解約

開いていればいつでも売却できます。ただ利息に課税されることになります。 NISA、つみたてNISAは、市場が のリーを表すのですが、ペナルテ

【図表2】老後資産形成の考え方

Step 1 Step 2 まずiDeCo開設を考える 財形年金やNISAの活用を考える 解約はせず老後の 安全に資産を 「虎の子」財産作り 財形年金 上積みしたいなら と考える **iDeCo NISA** つみたてNISA リスクを取って 早く始めて、 資産を増やし 少額から たいなら コツコツ増やす 夫婦が各1口座持っても可 両方開設しても可

> NISAを組み合わせてみる DeCoをベースに財形

ることが適当でしょう。 としては「iDeCoファースト」を考え 組み合わせを考えたとき、老後資産形成

くらいしかありません。 役世代にとって住宅ローン減税とiDeC 7用しない手はありません。 所得税・住民税の軽減になる制度は、 この有利な条件を 現

2・3万円が上限となっており、 を行うものと位置づけ、これは解約は絶対 計から少しずつコツコツと老後の財産作 いいと思います。 ら制度がお金を守っていると考えたほうが 老後資産形成に関しては中途解約の誘惑か ことがよくない」と指摘されますが、 むしろiDeCoは月1・2万円あるいは DeCoはよく、 「中途解約できない 毎月の

非課税として受け取り、 売却した資産についてはその時点で運用益 産は引き続き非課税投資が可能 し非課税投資期間が残っていたとしても、 **了することになります(売却していない** 税制メリットは終 円を積み立てることはできないわけです。 いっても、 歳になり すると15年分しか積み上げられません。 **|積立期間を確保できますが、45歳で加** 20歳代から老後資産形成というのはなか

「家計に余裕が出てきたから」と 上限があるため月3万円や4万

立中断をすることはできます。 ができません。 せんが、原則として66歳まで受け取ること --DeCoは何度売買をしてもかまい なお掛金の減額や増額、 積

け早くスタートすることが効果的です。

だきたいですし、

40歳になったらできるだ

になったらiDeCoを一度検討していた

なか考えにくいかもしれませんが、

30歳代

方法と、 というような配分も行えます 金の40%を投資信託に、 を使ってもいいわけです。 資が怖いなら定期預金100%でiDeCo 高利回りをねらう方法をどちらも選べます (組み合わせ割合も自由に決定できる)。 i De Coは、 投資信託のようなリスクはある 預貯金等の安全性の高 60%を定期預金に あるいは毎月の掛

いうことになります。 資金を上積みしたいならNISAを選ぶと 預貯金を上積みしたいなら財形年金、 資産形成の基本となります。安全性の高 年金やNISAを加えていくことが老後 iDeCoをベースに置き、 これに財

減ってしまいます。 はメリットです。ただし非課税メリット 合はいつでも解約できることが資産管理上 財形年金やNISAは、 やむを得ない場

をお勧めします。 また:DeCoは早くから加入すること 40歳から加入すれば20年

にしないぞ、

と考えておけばいいでしょう。

してみてはどうでしょうか【図表2】 Co+NISA」で老後資産形成をスター 「iDeCo+財形年金」あるいは i D e